

## ① 休業又は教育訓練の場合

休業等の時期により算定方法が異なります。以下の式のとおり助成額単価の差額から追加支給額を算定できます。

$$\text{追加支給額} = \text{助成額単価の差額} \times \text{休業等延べ日数} \times (1 + \text{加算率})$$

## 助成額単価の差額の算定方法（判定基礎期間の初日：平成20年12月9日～）

$$\left[ \frac{\text{支給申請書等から算定される助成額単価}}{\text{年間賃金総額}} \right] - \left[ \frac{\text{助成額単価の上限額}}{\text{雇用保険の基本手当日額}} \right]$$

(見直し後の雇用保険の基本手当日額の最高額が上限) (見直し前の最高額)

$$\left[ \frac{\text{1か月当たりの平均被保険者数} \times \text{被保険者の平均年間所定労働日数}}{\text{年間賃金総額}} \right] \times \text{休業手当等支払率} \times \text{助成率} - \text{雇用保険の基本手当日額}$$

(企業毎に定めが異なる)  $\left[ \begin{array}{l} \text{中小} \quad 2/3 \\ \text{その他} \quad 1/2 \end{array} \right]$

(賃金総額・被保険者数は前年度、所定労働日数は前年度末時点)

## 助成額単価の差額の算定方法（判定基礎期間の初日：平成16年8月1日～平成20年12月8日）

$$\left[ \frac{\text{支給申請書等から算定される助成額単価}}{\text{年間賃金総額}} \right] - \left[ \frac{\text{助成額単価の上限額}}{\text{雇用保険の基本手当日額}} \right]$$

(見直し後の雇用保険の基本手当日額の最高額が上限) (見直し前の最高額)

$$\left[ \frac{\text{1か月当たりの平均被保険者数} \times \text{被保険者の平均年間所定労働日数}}{\text{年間賃金総額}} \right] \rightarrow \left[ \text{左記で算出された平均賃金額を等級表に当てはめて基準賃金額を設定} \right] \times \text{助成率} - \text{雇用保険の基本手当日額}$$

(企業毎に定めが異なる)  $\left[ \begin{array}{l} \text{中小} \quad 2/3 \\ \text{その他} \quad 1/2 \end{array} \right]$

(賃金総額・被保険者数は前年度、所定労働日数は前年度末時点)

**ポイント！** 追加支給の対象となるには、既にお支払いしている支給額にかかる「助成額単価」が「見直し前の雇用保険の基本手当日額の最高額」に達していることが必要です。

## ② 出向の場合

$$\text{追加支給額} = \text{支給額の差額} \times (1 + \text{加算率})$$

### 支給額の差額の算定方法（支給対象期の初日：平成16年8月1日～）

$$\left( \begin{array}{l} \text{出向元事業主の負担額 (注)} \\ \text{(見直し後の「雇用保険の基本手当日額の最高額} \times 330 \text{日} / 3} \\ \text{65日} \times \text{出向期間日数} \text{) が上限} \end{array} \right) \times \text{助成率} - \begin{array}{l} \text{雇用保険の基本手当日額} \\ \text{(見直し前の「最高額」)} \end{array} \times \frac{330 \text{日}}{365 \text{日}} \times \text{出向期間日数}$$

(注) 「出向元事業主の負担額」については、その賃金日額上限額は、出向前の賃金日額の1/2が上限

雇用保険の基本手当日額の見直しにより、支給額に差額が発生するため追加支給します。

判定基礎期間又は支給対象期間 の初日が属する期間	見直し前	見直し後	差額
平成16年8月1日～平成17年7月31日	7,935円	7,950円	15円
平成17年8月1日～平成18年7月31日	7,780円	7,830円	50円
平成18年8月1日～平成19年7月31日	7,810円	7,860円	50円
平成19年8月1日～平成20年7月31日	7,775円	7,825円	50円
平成20年8月1日～平成21年7月31日	7,730円	7,785円	55円
平成21年8月1日～平成22年7月31日	7,685円	7,740円	55円
平成22年8月1日～平成23年7月31日	7,505円	7,560円	55円
平成23年8月1日～平成24年7月31日	7,890円	7,890円	0円
平成24年8月1日～平成25年7月31日	7,870円	7,870円	0円
平成25年8月1日～平成26年7月31日	7,825円	7,825円	0円
平成26年8月1日～平成27年7月31日	7,805円	7,820円	15円
平成27年8月1日～平成28年7月31日	7,810円	7,830円	20円
平成28年8月1日～平成29年7月31日	7,775円	7,785円	10円
平成29年8月1日～平成30年7月31日	8,205円	8,210円	5円
平成30年8月1日～平成31年7月31日	8,250円	8,260円	10円